騒音・振動に係る特定施設の届出の注意点

①上位の法令に該当するものがある場合は、県条例または市条例の届出は不要です

届出には、法律によるもの、県条例によるもの、市条例によるものがありますが、一覧表の「法律」の施設がひとつでもあれば、「県条例」、「市条例」の施設がいくつあってもそれらについては、届出は不要です。「法律」の施設のみ届出してください。県条例と市条例の関係についても同様です。(騒音と振動は別々で考える)

【例】30.0 k Wの圧延機械(法律の規模に該当)が1台と7.0 k Wの空気圧縮機(県条例の規模に該当)が5台、3.0 k Wの空気圧縮機が3台あった場合、届出が必要なのは、法律の規模に該当する30.0 k Wの圧延機械だけです。

②圧縮機の種類に注意してください

なります。

騒音規制法及び市条例では、届出の対象を**「空気圧縮機」**に限定しています。GHPエアコン等の圧縮機の場合、圧縮の対象は空気ではなく冷媒ですので、届出は不要です。 振動規制法、県条例では空気圧縮機に限定していませんので届出が必要です。 また、各種機械の原動力などとして組み込まれている圧縮機についても、届出の対象と

- 【例】GHPエアコンの室外機に組み込まれている13.5.kWの圧縮機について
 - ・騒音については「県条例」に基づく届出となり、振動については「振動規制法」 による届出となります。